近畿農政局

デジタル消費者の部屋

◆テーマ 知ってる?日本の食料事情

~ 日本の食料自給率、みどりの食料システム戦略、食料・農業・農村基本法の検証などについて紹介~

- ◆展示期間 令和5年**5**月**15**日(月)~**5**月**19**日(金)
- ◆展示場所 サンサ右京(京都市右京区)1階「区民ロビー」

日本の食料自給率・食料国産率

我が国の2021年度の食料自給率(国内の食料全体の供給に対する国内生産の割合)はカロリーベースで38%です。

■品目別の自給率(2021年度)



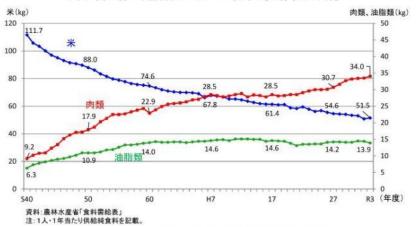
■食料自給率(2021年度)

| | カロリーベース | 生産額ベース |
|-------|---------|--------|
| 食料自給率 | 38% | 63% |
| 食料国産率 | 4 7% | 6 9 % |

食生活の変化

我が国の食料消費は、時代とともに大きく変化してきました。 食生活の変化により、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大してきました。

■米、畜産物、油脂類の1人・1年当たり消費量の変化



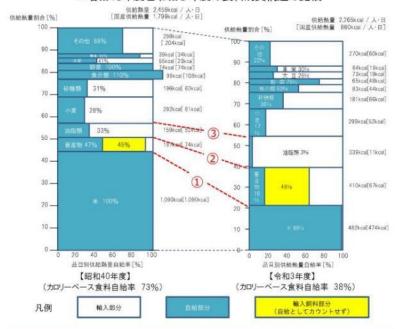
■食生活の変化のイメージ(1人当たり消費量の変化)



食料消費構造の変化

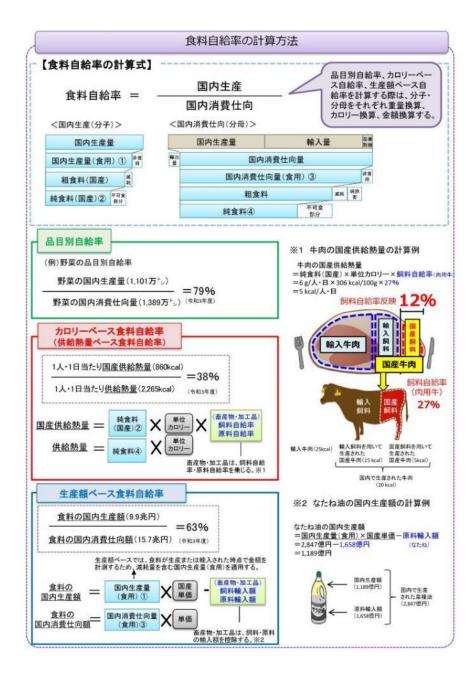
我が国のカロリーベース食料自給率は、自給率の高い米の消費が減少(①)し、飼料や原料を海外に依存している畜産物や油脂類の消費量が増加(②・③)したことにより低下してきました。

■昭和40年度と令和3年度の食料消費構造の比較



<参考>

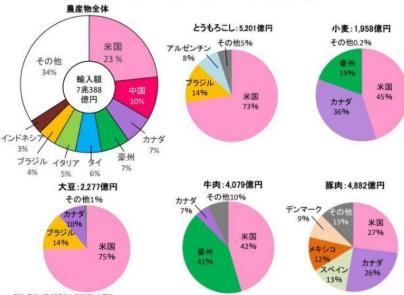
- 上記の図について、
- ○縦軸は、供給熱量割合(=1人に1日あたり供給される熱量の品目ごとの割合)を表しています。縦軸を見ると、昭和40年度は供給熱量のうち45%程度が米から供給されていましたが、令和3年度には20%程度にまで減少していることがわかります。
- ○横軸は、品目別自給率(供給熱量ベース)を表しています。油脂類について見ると、 昭和40年度は自給率が33%でしたが、令和3年度は3%にまで減少していることが わかります。
- 上記の図においては、青い部分(= _____)が、私たちに供給された熱量のうち自給できている部分を表しており、図全体の面積に占める青い部分の面積の割合が、食料自給率(昭和40年度73%、令和3年度38%)を表しています。

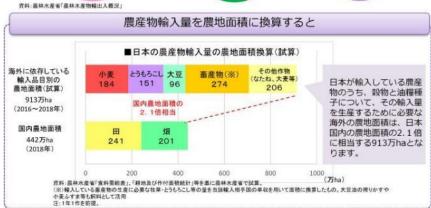


主要農産物の輸入先

輸入割合が高い農産物品目のうち、とうもろこし、小麦、大豆、牛肉では輸入先上位3か国で輸入額の9割以上を占めています。また、輸入先国の多くは政情が安定している国です。

■日本の主要農産物の国別輸入割合(2021年)





日本の食料自給率の水準

輸出が多い国の食料自給率は100%を超えている中にあって、我が国の食料自給率は、先進国中最低の水準にあります。

■我が国と諸外国の食料自給率



資料:農林水産省「食料需給表」、FAO"Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算。(アルコール類等は含まない) 注1:数値は暦年(日本のみ年度)。スイス(カロリーベース)及びイギリス(生産額ベース)については、各政府の公表値を掲載。

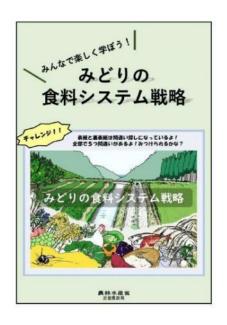
注2: 畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

我が国は、人口は世界の中で上位に位置しますが、国土面積のうち約7割を森林が占め、農地面積が限られていることから、1人当たり農地面積は3.5a(オーストラリアの約400分の1、アメリカの約40分の1、イギリスの約8分の1)と諸外国に比べ小さくなっています。

■諸外国の人口、土地等の状況(令和元年)

| | カナダ | オーストラリア | アメリカ | フランス | ドイツ | イギリス | イタリア | スイス | 日本 |
|---------------|--------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 人口(万人) | 3,741 | 2,520 | 32,906 | 6,513 | 8,352 | 6,753 | 6,055 | 859 | 12,656 |
| 国土面積(万ha) | 98,798 | 77,412 | 98,315 | 5,491 | 3,576 | 2,436 | 3,021 | 413 | 3,780 |
| 森林面積(万ha) | 34,697 | 13,401 | 30,980 | 1.717 | 1,142 | 318 | 951 | 127 | 2,494 |
| 森林面積率(%) | 35 | 17 | 32 | 31 | 32 | 13 | 31 | 31 | 66 |
| 農地面積(万ha) | 5,972 | 38,380 | 40,581 | 2,862 | 1,831 | 1,782 | 1,315 | 153 | 440 |
| 人当たり農地面積(a/人) | 160 | 1,523 | 123 | 44 | 22 | 26 | 22 | 18 | 3.5 |
| 日本を1とした場合 | 46 | 438 | 35 | 13 | 6 | 8 | 6 | 5 | 1 |

資料:FAOSTAT-Landを基に農林水産省で作成















食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて 基本法(検証部会の設置・開催)

1. 農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化

直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し 高齢化や農地面積の減少も進行。

| | 基幹的嚴重從事務数 | | TT ATT ATT AND | - | |
|-------|-----------|---------|----------------|---------|--|
| | | FIZZ108 | 平均年離 | 龍地東荷 | |
| 1995年 | 256万人 | 视器 | 59.6歳 | 50475ha | |
| 2022年 | 123万人 | 5354 | 67.90 | 43577ha | |

11.102192HTHM

HARRIST BARRETT AND THE PROPERTY OF THE PARTY OF THE PART

A15%

○ 国内市場の縮小

2015年 関内食品支出物額 (現代年 土球分泌) 教会等の場外 マーケット規模 100

100 +53%

85 153

2030年

1日 出入を記念と記載し、こうについるとはいる。全国の資金を出去しまします。ことは他は、このでは、 担付を選挙しまります。他のロン・シェル資金、パケー・センセンは、基本を基金では、このでは、 はついるとついるとでも必要。

○ 地球環境等への配慮のルール化

Farm to Forkssin (2020.5)※ 2030年までに化学農薬の使用 及び リスクを50%減、有機農業を 25%に 拡大

I MANAGEMENT OF STANDARD STANDARD STANDARD

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の 長期的な価格上昇、調達の不安定化



2. 農林水産政策の展開方法(第1四基盤本部)

食料安全保障の 強化 スマート農林水産業等 による成長産業化 農林水産物・食品の輸出促進

農林水産業の グリーン化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候 変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要。

○ 検証・見直しの趣旨

上記の状況等を踏まえ、 基本法について、制定後約 20年間で初めての法改正 を見据え、総合的な検証・見 直しを行う。

○ 経緯(令和4年)

9月9日 第1回食料安定供給·農林水産業基盤強化本部

- → 岸田総理から基本法検証・見直し指示
- → これを受け、野村農林水産大臣から基本法 の検証・見直しに向けた検討を指示
- 9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に「基本法検 証部会」を設置

○ 今後の進め方

令和4年10月18日 第1回基本法検証部会開催 ~以降、月2回程度のベースで開催~ 以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施

- ・食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
- 農業の持続的な発展 ・ 農村の振興 ・ 多面的機能の発揮

令和5年 上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論。

6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめ。

3. 食料安全保障強化政策大綱の策定(令和4年12月27日)

- 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、食料安定供給・農林 水産業基盤強化本部において大綱を策定。
- 食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策 を取りまとめ。
- 現在進められている基本法の検証・見直しの結果を踏まえ、大綱に基づく施策を見直し。

大学と農林水産省近畿農政局との連携推進について

- 農林水産省では、新たな国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」として、次の世代を担う「Z世代」を対象として情報の発信を行っています。
- ・食や農業の課題に関する教育や研究のみならず、人材育成や社会人教育などの多面的な機能を持つ大学の存在は、国 内の農業・農村を維持し次世代に継承していくためにも欠かせない存在であり、近畿農政局では令和3年度に京都芸術大学、京都特華大学、龍谷大学、令和4年度には羽衣国際大学と包括的連携協力に関する協定を締結いたしました。

大学との連携協定調印式の様子



令和4年3月29日龍谷大学

令和4年12月16日羽衣国際大学

現地研修会の様子



令和4年5月20日(金) 日清食品関西工場での現 地研修(京都芸術大学)



令和4年5月27日(金) 株式会社ナチュラリズムでの 現地研修(京都芸術大学)



令和4年5月20日(金) ライフコーボレーション大阪 本社での現地研修 (京都芸術大学)



令和4年9月21日(水) カタシモワインフード株式会 社 (総谷大学)



食から日本を考える。 NIPPO

日本社会が大きな変化に直面している今、これからの「食」はどうあるべきか。

「食」について考えることは、これからの社会を考えること、人の生き方を考えること。 今こそ、変えるべきは変え、守るべきは守り、新しい挑戦を応援しながら、 この時代にふさわしい日本の「食」のあり方を考える機会ではないでしょうか。 消費者、生産者、食品関連事業者、日本の「食」を支えるあらゆる人々と行政が一体となって、 考え、議論し、行動する国民運動「ニッポンフードシフト」が進行中です。



我が国の食料自給率は、長期的に減少傾向で推移しており、先進国中最低水準となっています。今回の「消費者の部屋」展示では、食料自給率や持続可能な食料システム構築に向けたみどりの食料システム戦略、食料・農業・農村基本法の検証について、パネル展示でご紹介します。

あわせて<mark>農林水産省</mark>職員自らが、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力をYouTubeで発信するプロジェクト「BUZZMAFF」や近畿農政局と大学との連携協定、管内府県拠点の業務をご紹介します。

期間:令和5年5月15日(月)~5月19日(金)

9時00分~17時00分

(土・日を除きます。初日は13時から、最終日は正午までとなります。)

場所:サンサ右京1階「区民ロビー」

京都市右京区太秦下刑部町12

市営地下鉄東西線「太秦天神川」下車すぐ・市バス「太秦天神川駅前」下車すぐ



▲お問合せ失▲

近畿農政局消費・安全部消費生活課 担当者: (消費者の部屋に関して) 前田、田中、高礒 電話:075-414-9771 (直通) 近畿農政局企画調整室 担当者: (展示内容について) 勝田、徳田 電話:075-414-9037 (直通)

農林水産省 近畿農政局



